

令和 8 年琴浦町告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の認可を行ったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 10 日

琴浦町長 福本 まり子

1 名称 大杉区自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる地域的な共同活動を住民の共助・協力のもとに行うことにより、安心・安全で住み良い、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (2) 健康福祉の向上
- (3) 防災・防犯対策の向上
- (4) 伝統の継承
- (5) 集会施設及び自治会所有地の維持管理
- (6) 会員等の親睦
- (7) 行政機関及び各種団体との連携、協調

3 区域

本会の区域は、琴浦町大字大杉の住所を有する区域とする。

4 本会の主たる事務所は、鳥取県東伯郡琴浦町大字大杉 489 番地(大杉公民館)

5 代表者の氏名及び住所

- (1) 氏名 米田 靖生
- (2) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字大杉 716 番地 1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無し

7 代理人の有無 無し

8 解散するとき

認可地縁団体は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 20 の規定により解散する。

9 認可年月日 令和 8 年 7 月 10 日